

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員で、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対して支給する報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等基準額表)

第二条 会計年度任用職員には、次の各号に定める報酬等基準額表を適用するものとし、各報酬等基準額表の適用範囲は、それぞれ当該報酬等基準額表に定める職種の区分による。

- 一 医療職報酬等基準額表(一) (別表第一)
 - 二 医療職報酬等基準額表(二) (別表第二)
 - 三 医療職報酬等基準額表(三) (別表第三)
 - 四 行政事務報酬等基準額表 (別表第四)
- (新たに会計年度任用職員となった者の号給)

第三条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、その者に適用される報酬等基準額表に定めるその者の属する職種の区分の一号給とする。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他経験を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(第一号会計年度任用職員の報酬等)

第四条 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下この条から第六条までにおいて「第一号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次条第一項又は第二項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）第七条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（医師及び歯

科医師にあつては、埼玉県病院局職員給与規程第七条第二項に規定する割合)を乗じて得た額(月額報酬にあつてはその額に百円未満、日額の報酬にあつてはその額に十円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額)の合計額とする。

4 前二項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。

5 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で別に定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬の基本額)

第五条 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、その者に適用される報酬等基準額表の月額(以下この条及び第七条第二項において「報酬等基準額」という。)に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

2 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬等基準額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

3 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第一号会計年度任用職員の報酬等基準額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職種に属する他の職に比して特殊な職に対し適当でないと認めるときは、前二項の規定にかかわらず、当該報酬等基準額に別表第五に定める調整額を加えて得た額を報酬等基準額とすることができる。

(費用弁償)

第六条 第一号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(第二号会計年度任用職員の給料等)

第七条 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(この条において「第二号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

- 2 給料の額は、報酬等基準額とする。
- 3 第五条第三項の規定は、行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第二号会計年度任用職員の給料の額について準用する。
- 4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で別に定めるものにあつては、期末手当は支給しない。
- 5 退職した第二号会計年度任用職員に対する退職手当の額を計算する場合における給料の額は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、別に定める額とする。
(この規程に定めがない事項)

第八条 会計年度任用職員の報酬等に関しこの規程に定めがない事項については、埼玉県病院局職員給与規程、職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）及び会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第六号）に基づき、支給される報酬等の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける会計年度任用職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「一号給」とあるのは、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間にあつては「十九号給」と、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間にあつては「十三号給」と、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間にあつては「七号給」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間（以下この項及び次項において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十一号）の適用を受けていた非常勤職員（月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。）で、この規程の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）から令和二年六月三十日までの間にこの規程の適用を受けることとなるものであつて、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において二以上の業務に従事した場合にあつては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、令和二年六月三十日までの間、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額

を報酬として支給する。

一 特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職していた者 特定期間において受けていた報酬の月額

二 前号に掲げる者以外の者 特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬月額に相当する額（その額が特定期間において受けていた報酬の月額を超える場合にあつては、特定期間において受けていた報酬の月額）

4 次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に定める額を報酬として支給する。

一 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

二 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

三 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

（埼玉県病院局職員就業規程の一部改正）

5 埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

（会計年度任用職員の就業に関する事項）

第三十条 前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員の就業に関する事項は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例によるほか、別に定める。

第三十条の次に次の一条を加える。

（会計年度任用職員の費用弁償）

第三十条の二 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員の費用弁償に関する事項は、別に定める。

別表第1（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(1)

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
1	438,300 円

（埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部改正）

6 埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号中「非常勤職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加え、「及びこれらに類する者」の次に「並びに地公法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員」を加える。

別表第三第四項を削り、第五項を第四項とし、第四項の次に第五項として次の一項を加える。

5 会計年度任用職員の任免及び勤務条件の決定を行うこと。

（埼玉県病院局職員給与規程の一部改正）

7 埼玉県病院局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第二十四條を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第二十四條 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に定める。

別表第3 (第2条関係)

医療職報酬等基準額表(3)

職種	看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に従事するもの)
	号給	月額	月額	月額
		円	円	円
1	216,052	206,902	183,886	176,236
2	218,389	209,239		
3	220,725	211,575		
4	222,959	213,809		
5	225,295	216,145		

別表第2 (第2条関係)

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師	管理栄養士	栄養士(管理栄養士を除く。)	診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	歯科衛生士
	号給	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円
1	247,354	206,458	184,127	203,201	194,514
2			186,057	204,725	196,342
3			187,986	206,248	197,865
4			189,815	207,772	199,795
5			191,643	209,397	201,827
6			193,573	210,717	203,757
7			195,401	212,241	205,686
8			196,925	215,158	207,515
9			198,448		209,343
10			199,972		211,273
11			201,597		213,101
12			202,917		
13			204,441		
14			206,458		

14	170,029	210,861
15	171,553	212,181
16	173,076	213,502
17	174,397	214,619
18	177,139	215,939
19	179,780	217,260
20	182,421	218,580
21	185,062	219,698
22	186,789	220,815
23	188,414	221,831
24	190,140	222,948
25	191,664	224,065

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	152,965	191,664
2	154,083	193,391
3	155,200	195,219
4	156,317	196,946
5	157,333	198,571
6	158,755	199,993
7	160,075	201,516
8	161,396	203,040
9	162,615	204,360
10	164,138	205,681
11	165,662	206,900
12	167,287	208,220
13	168,506	209,540

別表第5（第5条、第7条関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,700
2	11,400
3	17,100
4	22,800